

○諏訪市景観条例

平成21年3月19日

条例第1号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 景観計画の策定等(第4条—第7条)
- 第3章 行為の規制等(第8条—第15条)
- 第4章 景観重要建造物等
 - 第1節 景観重要建造物の指定等(第16条—第20条)
 - 第2節 景観重要樹木の指定等(第21条—第25条)
- 第5章 公共事業景観づくり指針(第26条)
- 第6章 景観づくり住民協定(第27条)
- 第7章 景観づくり団体の認定等(第28条)
- 第8章 補則(第29条)
- 附則
 - 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づき、景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めることにより、本市の特性及び個性を生かした美しく魅力ある景観づくりの推進を図り、もって市民の生活にゆとりと潤いをもたらし、地域の経済及び都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「景観づくり」とは、良好な景観を形成することのほか、本市の自然環境、社会環境、経済環境及び歴史文化に配慮しながら良好な景観を次世代に引き継ぐよう、市民、事業者、市がそれぞれの責務を遂行し、協働によりこれを保全し、育むことをいう。

(基本方針)

第3条 本市の景観づくりに関する基本方針及びこれに即して実施すべきものとする施策の推進に関する基本方針は、諏訪市景観形成基本計画に定める基本方針(以下「基本方針」という。)とする。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画)

第4条 法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)は、基本方針に即して定めるものとする。

2 景観計画においては、法第8条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 重点的に景観計画の実施を推進し、景観の整備を図る地区(以下「景観重点整備地区」という。)

(2) 景観づくりのための行為の制限に関する事項で、第10条後段に規定する措置の基準として必要なもの

3 景観重点整備地区は、次に掲げる地区のうち、景観づくりを行う上で特に重要なものとする。

(1) 山地、高原等の自然的景観を有する地区

(2) 田園、農地等の景観を有する地区

(3) 市街地景観を有する地区

(4) 諏訪湖畔、水辺の景観を有する地区

(5) 旧街道等を含む道路又は河川に沿った景観を有する地区

(6) 歴史的及び文化的な資源を有する地区

(7) 景観拠点を有する地区

(8) 前各号に掲げるもののほか、地区ごとに独自の基準を定めることにより、当該地区の特性及び個性を生かした景観づくりを積極的に図る必要がある地区

4 第2項第2号の景観づくりのための行為の制限に関する事項には、景観法施行令(平成16年政令第398号。以下「政令」という。)第5条各号に定める基準に従い、法第8条第3項第2号に規定する制限を定めるものとする。

(策定の手続)

第5条 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、市民及び当該景観計画に関係を有する者の意見を求めるために、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

2 前項の規定は、景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模等)

第6条 政令第7条ただし書の規定により条例で定める規模は、法第81条第1項に規定する景観協定又は景観づくり住民協定の目的となる土地の区域に限り、0.1ヘクタールとする。

2 法第11条第2項の条例で定める団体は、景観づくり団体とする。

(景観重点整備地区における指導)

第7条 市長は、景観重点整備地区の土地又は建築物若しくは工作物(建築物を除く。以下

同じ。)に関して、景観づくりを行う上で必要があると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、当該景観重点整備地区における法第8条第3項第2号に規定する制限として景観計画に定められた制限に適合するよう必要な措置を講ずることを指導することができる。

第3章 行為の規制等

(届出事項等)

第8条 法第16条第1項の条例で定める事項は、同項各号に掲げる行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該行為の完了予定日とする。

2 法第16条第1項の規定による届出は、規則で定める届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。

3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、政令第4条第1号及び第4号に掲げる行為とする。

(届出を要しない行為)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 仮設の建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更

(3) 屋外における物件の堆たい積で、次に掲げるもの

ア 農林漁業を営むために行うもの

イ 堆たい積の期間が30日を超えて継続しないもの

(4) 規則で定める公共的団体が行う行為

(5) 法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

(6) 法第16条第1項の規定による届出を要する行為(同項第2号に掲げる行為にあつては規則で定める工作物に係る行為に限り、景観重点整備地区における行為にあつては規則で定める行為に限る。)のうち、規則で定める規模のもの

(公共的団体に関する特例等)

第10条 前条第4号の公共的団体は、法第16条第1項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。この場合において、市長は、景観づくりのため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該公共的団体に対し、第4条第2項の規定により景観計画に定められた同項第2号の当該行為についての制限に適合するようとるべき措置について協議を求めることができる。

(景観重点整備地区における区等への通知及び説明会の開催)

- 第11条 市長は、景観重点整備地区において、法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知があったときは、当該届出又は通知に係る行為が、法第8条第2項の規定により景観計画に定められた同項第3号の行為の制限を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、その旨を当該届出又は通知に係る行為を行う土地の区域を管轄する区及び景観づくりに関する活動を当該区から委任された景観づくり団体(以下「区等」という。)の長に通知するとともに、当該届出又は通知に係る行為の概要を公表し、及び規則で定めるところにより、当該行為に係る書類を公衆の縦覧に供しなければならない。この場合において、当該書類に記録された個人情報については、諏訪市個人情報保護条例(平成12年諏訪市条例第13号)の規定に従い取り扱うものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた区等の長は、当該通知に係る行為に関し景観づくりの推進の見地から意見があるときは、市長に当該意見を述べることができる。
 - 3 第1項の規定による通知(法第16条第1項の規定による届出に係るものに限る。)を受けた区等の長は、当該通知に係る行為に関し当該区等の住民又は構成員の意見を聴く必要があると認めるときは、当該通知に係る行為についての説明会を開催すべき旨を、当該通知に係る行為について法第16条第1項の規定による届出をした者(次項において「届出をした者」という。)に対し要請するよう、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。
 - 4 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、届出をした者に対し、規則で定めるところにより、説明会の開催を要請するものとする。

(特定届出対象行為)

- 第12条 法第17条第1項の条例で定める行為(以下「特定届出対象行為」という。)は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(標識の設置)

- 第13条 法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段若しくは第10条前段の規定による通知(景観重点整備地区における行為に係る届出又は通知に限る。)をした者のうち、規則で定める規模を超える行為をするものは、当該届出又は通知をしてから当該届出又は通知に係る行為が完了するまでの間、規則で定めるところにより、当該行為を行う土地の区域内の公衆の見やすい場所に当該行為の種類、規模その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。
- 2 諏訪市中高層集合住宅建築物の建築に関する条例(平成17年諏訪市条例第4号)第6条第1項の規定により設置された標識は、前項の規定により設置された標識とみなす。

(勧告等の手続)

第14条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認める場合であって、当該行為が景観づくりに与える影響が軽微であると認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定めるところにより、必要な措置をとるよう指導することができる。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告(景観づくりに重大な影響を与えるものとして規則で定めるものに限る。以下同じ。)をし、又は法第17条第1項若しくは第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、その勧告をし、又は必要な措置をとることを命じようとする行為が行われる土地の区域を管轄する区等及び諏訪市都市計画審議会(諏訪市都市計画審議会条例(昭和45年諏訪市条例第43号)第1条に規定する諏訪市都市計画審議会をいう。以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令を受けた者がこれに従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該勧告又は命令を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(行為の着手の制限の期間の短縮)

第15条 市長は、法第16条第1項の規定による届出があった場合において、前条第1項の規定による指導又は法第16条第3項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、直ちに、当該届出をした者に対し、法第18条第2項の規定により期間を短縮する旨の通知をしなければならない。

第4章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定の手続)

第16条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該指定をしようとする建造物が存する土地の区域を管轄する区及び審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第17条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(原状回復命令等の手続)

第18条 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第19条 市長は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(指定の解除の手続)

第20条 市長は、法第27条第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該指定を解除しようとする景観重要建造物が存する土地の区域を管轄する区及び審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

第2節 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定の手続)

第21条 市長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該指定をしようとする樹木が存する土地の区域を管轄する区及び審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第22条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の

方法の基準として規則で定めるもの

(原状回復命令等の手続)

第23条 市長は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第24条 市長は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(指定の解除の手続)

第25条 市長は、法第35条第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該指定を解除しようとする景観重要樹木が存する土地の区域を管轄する区及び審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

第5章 公共事業景観づくり指針

(公共事業景観づくり指針)

第26条 市長は、市が行う公共事業に係る景観づくりのための指針(以下この条において「公共事業景観づくり指針」という。)を定めなければならない。

2 市長は、公共事業景観づくり指針を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、公共事業景観づくり指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 市は、公共事業の執行に当たっては、公共事業景観づくり指針を遵守するものとする。

第6章 景観づくり住民協定

(景観づくり住民協定)

第27条 市長は、市民又は土地の所有者若しくは借地権を有する者が景観づくりに関する協定を締結した場合において、当該協定の内容が地域の景観づくりの推進に資するものとして規則で定めるものに該当すると認めるときは、当該協定を景観づくり住民協定として認定することができる。

2 市長は、前項の規定により景観づくり住民協定を認定したときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

第7章 景観づくり団体の認定等

(景観づくり団体の認定等)

第28条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域において、景観づくりを目的とした活動を行う次に掲げる団体を、規則で定めるところにより、景観づくり団体として認定することができる。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第1号に規定する公益社団法人又は同条第2号に規定する公益財団法人
- (3) 景観重点整備地区において区によって組織された団体
- (4) 法第81条第1項に規定する景観協定を締結している団体
- (5) 景観づくり住民協定を締結している団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観づくりを行う団体として市長が特に認める団体

2 市長は、前項の規定による景観づくり団体の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

3 第1項の規定により市長の認定を受けた景観づくり団体(以下「認定団体」という。)の代表者は、当該認定団体の代表者の氏名若しくは住所、主たる事務所の所在地又は活動内容に変更があったときは、市長に対し、規則で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

4 認定団体が団体の解散その他の事由により認定の要件を欠くに至ったときは、当該認定団体の代表者は、市長に対し、規則で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出があったとき又は認定団体がその認定の要件を欠くに至ったと認めるときは、当該認定団体の認定を取り消すものとする。

6 市長は、前項の規定により認定団体の認定を取り消したときは、当該認定を取り消した団体に対し、その旨を通知するものとする。

第8章 補則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第9条第6項の規定による景観計画を定めた旨の告示の日から施行する。ただし、第1条から第5条までの規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第32条第1項の規定により長野県知事の認定を受けている景観育成住民協定は、第27条第1項の規定により市長の認定を受けた景観づくり住民協定とみなす。

○諏訪市景観条例施行規則

平成21年3月19日

規則第1号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 景観計画の策定等(第4条・第5条)
- 第3章 行為の規制等(第6条—第18条)
- 第4章 景観重要建造物等
 - 第1節 景観重要建造物の指定等(第19条—第23条)
 - 第2節 景観重要樹木の指定等(第24条—第28条)
- 第5章 景観づくり住民協定の認定等(第29条—第31条)
- 第6章 景観づくり団体の認定等(第32条・第33条)
- 第7章 補則(第34条)

附則

- 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)、景観法施行令(平成16年政令第398号。以下「政令」という。)、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)及び諏訪市景観条例(平成21年諏訪市条例第1号。以下「条例」という。)の規定に基づき、法及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(面積及び高さの算定方法)

第3条 次の各号に掲げる面積及び高さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築面積 建築物(地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。以下この条において同じ。)の外壁又はこれに代わる柱の中心線(軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線)で囲まれた部分の水平投影面積による。
- (2) 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。
- (3) 築造面積 工作物の水平投影面積による。

(4) 高さ 建築物及び土地に定着して建設される工作物にあつては、地盤面からの高さにより、建築物に定着し、又は継続して設置される工作物にあつては、当該建築物の高さを除いた高さによる。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合においては、それぞれア又はイに定めるところによる。

ア 傾斜地に建てる階段状の建築物については、最下階に接する地盤面から最上階までの高さによる。

イ 道路に面して設ける擁壁、さく、塀その他これらに類するものについては、前面道路の中心からの高さによる。

2 前項第1号及び第4号の「地盤面」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定の手続)

第4条 条例第5条第1項の規定による公表は、諏訪市公告式条例(昭和36年諏訪市条例第16号。以下「公告式条例」という。)第4条の規定の例により、及び景観計画の策定に関し必要な事項を市の広報及びホームページに掲載して行うものとする。

(軽微な変更)

第5条 条例第5条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 法第8条第2項第1号、第3号又は第5号に掲げる事項の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が広く市民等の意見を求める必要があると認める変更

第3章 行為の規制等

(届出書等)

第6条 条例第8条第2項の規則で定める届出書、法第16条第2項の規定による届出に係る届出書、同条第5項後段及び条例第10条前段の規定による通知に係る通知書は、諏訪市景観計画区域内における行為の(変更)届出(通知)書(様式第1号)によるものとする。

(届出書に添付する図書)

第7条 条例第8条第2項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に代えることができる。

(1) 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

- (2) 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)にあつては、設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (4) 政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取及び鉱物の掘採に限る。)にあつては、次に掲げる図書
 - ア 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
 - イ 廃土の堆たい積方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
 - ウ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (5) 政令第4条第4号に掲げる行為にあつては、堆たい積する場所及び方法を明らかにする図面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

(公共的団体)

第8条 条例第9条第4号の規則で定める公共的団体は、法第92条第1項の規定により市長が指定した景観整備機構とする。

(許可等を受けて行う行為)

第9条 条例第9条第5号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 砂防法(明治30年法律第29号)の規定に基づき許可を受けて行う行為
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項、第64条第1項又は第127条第1項の規定により届け出て行う行為
- (3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施行として行う行為及び同法第3条第2項に規定する土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行として行う行為
- (4) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第16条第3項の規定による認可を受けて行う行為、同法第20条第3項又は第21条第3項の規定による許可を受けて行う行為
- (5) 河川法(昭和39年法律第167号)の規定に基づき、河川管理者の許可又は承認を受けて行う行為
- (6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項の規定により届け出て行う行為
- (7) 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第13条第1項(同条例第34条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第14条第1項(同条例第29条及び第34条において準用する場合を含む。)又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為
- (8) 諏訪市文化財保護条例(昭和41年諏訪市条例第1号)第14条第1項又は第38条第1項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第15条第1項(同条例第29条及び第39条

- において準用する場合を含む。)又は第28条第1項の規定により届け出て行う行為
- (9) 諏訪市自然環境保護条例(昭和49年諏訪市条例第17号)第11条第1項又は第12条第1項の規定により届け出て行う行為及び第13条の規定により通知して行う行為
 - (10) 諏訪市屋外広告物条例(平成21年諏訪市条例第26号)第11条第1項の規定による許可を受けて行う行為

(届出を要しない行為の規模等)

第10条 条例第9条第6号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (2) 自動車車庫の用途に供する施設
- (3) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
- (4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (5) 電気供給又は電気通信のための施設
- (6) 前各号に掲げる工作物以外の工作物

2 景観重点整備地区以外の区域における条例第9条第6号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転 当該行為に係る部分の高さが13メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分の床面積の合計及び建築面積が1,000平方メートル以下であるもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(次項第2号及び第13条第1項第2号において「外観変更修繕等」という。) 当該行為に係る部分の面積の合計が400平方メートル以下であるもの
- (3) 前項第1号から第4号までに掲げる工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下この項、次項及び第13条第1項において「建設等」という。) 当該行為に係る部分の高さが13メートル以下であり、かつ、当該行為に係る築造面積の合計が1,000平方メートル以下であるもの
- (4) 前項第5号に掲げる工作物の建設等 当該行為に係る部分の高さが20メートル以下であるもの

(5) 前項第6号に掲げる工作物の建設等 次のアからウまでに掲げる行為の区分に応じ、当該アからウまでに定めるものとする。

ア 擁壁、さく、塀その他これらに類するものの建設等 当該行為に係る部分の高さが3メートル以下であり、又は長さが30メートル以下であるもの

イ 屋外広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)その他これらに類するものの建設等 当該行為に係る部分の高さが4メートル以下であり、かつ、当該行為の表示面積が25平方メートル(当該行為に係る部分の位置の高さが13メートルを超える場合は、15平方メートル)以下であ

- り、及び当該行為に係る部分の位置の高さが13メートル以下であるもの
- ウ ア及びイに掲げる工作物以外の工作物の建設等 当該行為に係る部分の高さが13メートル以下であるもの
- (6) 法第16条第1項第3号に規定する開発行為 当該行為に係る土地の面積が3,000平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生ずる法のり面又は擁壁の高さが3メートル以下であり、又は長さが30メートル以下であるもの
- (7) 政令第4条第1号に掲げる行為 当該土地の形質の変更に係る土地の面積が1,000平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生ずる法のり面の高さが3メートル以下であり、又は長さが30メートル以下であるもの
- (8) 政令第4条第4号に掲げる行為 当該行為に係る部分の高さが3メートル以下であり、かつ、その用に供される土地の面積が1,000平方メートル以下であるもの
- 3 景観重点整備地区における条例第9条第6号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転 建築確認申請(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請及び同法第18条第2項の規定による通知をいう。以下同じ。)を要しないもの
- (2) 建築物の外観変更修繕等 当該行為に係る部分の面積の合計が400平方メートル以下であり、かつ、屋根の外観変更修繕等に係る部分の面積の合計が当該屋根の面積の2分の1以下であり、及び壁面の外観変更修繕等に係る部分の面積の合計が当該壁面の面積の2分の1以下であるもの
- (3) 第1項第1号から第4号までに掲げる工作物の建設等 建築確認申請を要しないもの
- (4) 第1項第5号に掲げる工作物の建設等 当該行為に係る部分の高さが8メートル以下であるもの
- (5) 第1項第6号に掲げる工作物の建設等 次のアからウまでに掲げる行為の区分に応じ、当該アからウまでに定めるものとする。
- ア 擁壁、さく、塀その他これらに類するものの建設等 当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの
- イ 屋外広告物その他これらに類するものの建設等 当該行為に係る部分の高さが3メートル以下であり、かつ、当該行為の表示面積が10平方メートル(当該行為に係る部分の位置の高さが8メートルを超える場合は、5平方メートル)以下であり、及び当該行為に係る部分の位置の高さが8メートル以下であるもの
- ウ ア及びイに掲げる工作物以外の工作物の建設等 建築確認申請を要しないもの
- (6) 法第16条第1項第3号に規定する開発行為 当該行為に係る土地の面積が1,000平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生ずる法のり面又は擁壁の高さが1.5メートル以下であり、又は長さが30メートル以下であるもの
- (7) 政令第4条第1号に掲げる行為 当該土地の形質の変更に係る土地の面積が300平方

メートル以下であり、かつ、当該行為により生ずる法のり面の高さが1.5メートル以下であり、又は長さが30メートル以下であるもの

- (8) 政令第4条第4号に掲げる行為 当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下であり、かつ、その用に供される土地の面積が100平方メートル以下であるもの

(景観重点整備地区における行為に係る書類の縦覧)

第11条 条例第11条第1項の規定により縦覧に供する書類は、当該行為に係る第6条の諏訪市景観計画区域内における行為の(変更)届出(通知)書及び第7条各号に掲げる図書とする。

- 2 条例第11条第1項の規定により前項の書類を縦覧に供する場所は、諏訪市役所とする。

(説明会の開催要請等)

第12条 条例第11条第3項の規定による申出は、諏訪市景観重点整備地区景観説明会開催要請申出書(様式第2号)により行うものとする。

- 2 条例第11条第4項の規定による要請は、諏訪市景観重点整備地区景観説明会開催要請通知書(様式第3号)により行うものとする。

(標識)

第13条 条例第13条第1項の規則で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転 当該行為に係る部分の高さが13メートルであり、又は当該行為に係る部分の床面積の合計若しくは建築面積が1,000平方メートルであるもの

- (2) 建築物の外観変更修繕等 当該行為に係る部分の面積の合計が400平方メートルであるもの

- (3) 第10条第1項第1号から第4号までに掲げる工作物の建設等 当該行為に係る部分の高さが13メートルであり、又は当該行為に係る築造面積の合計が1,000平方メートルであるもの

- (4) 第10条第1項第5号に掲げる工作物の建設等 当該行為に係る部分の高さが20メートルであるもの

- (5) 第10条第1項第6号に掲げる工作物の建設等 次のアからウまでに掲げる行為の区分に応じ、当該アからウまでに定めるものとする。

ア 擁壁、さく、塀その他これらに類するものの建設等 当該行為に係る部分の高さが3メートルであり、かつ、長さが30メートルであるもの

イ 屋外広告物その他これらに類するものの建設等 当該行為に係る部分の高さが4メートルであり、又は当該行為の表示面積が25平方メートル(当該行為に係る部分の位置の高さが13メートルを超える場合は、15平方メートル)であり、又は当該行為に

係る部分の位置の高さが13メートルであるもの

ウ ア及びイに掲げる工作物以外の工作物の建設等 当該行為に係る部分の高さが13メートルであるもの

- (6) 法第16条第1項第3号に規定する開発行為 当該行為に係る土地の面積が3,000平方メートルであり、又は当該行為により生ずる法のり面若しくは擁壁の高さが3メートルであり、かつ、長さが30メートルであるもの
- (7) 政令第4条第1号に掲げる行為 当該土地の形質の変更に係る土地の面積が1,000平方メートルであり、又は当該行為により生ずる法のり面の高さが3メートルであり、かつ、長さが30メートルであるもの
- (8) 政令第4条第4号に掲げる行為 当該行為に係る部分の高さが3メートルであり、又はその用に供される土地の面積が1,000平方メートルであるもの

2 条例第13条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 行為を行う土地の区域
- (2) 行為の着手予定日及び完了予定日
- (3) 法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段若しくは条例第10条前段の規定による通知をした日

3 条例第13条第1項に規定する標識は、様式第4号によるものとする。

(勧告等の手続)

第14条 条例第14条第1項の規定による指導は、指導書(様式第5号)を、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に送付して行うものとする。

2 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(様式第6号)を、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に送付して行うものとする。

3 条例第14条第2項の規則で定める勧告は、次に掲げる勧告とする。

- (1) 景観重点整備地区において行う行為に対する勧告
- (2) 景観重点整備地区以外の区域において行う行為のうち、景観づくりに特に重大な影響を与えるものとして、市長が当該行為が行われる土地の区域を管轄する区等及び審議会の意見を聴くことを要すると認めるものに対する勧告

(勧告又は命令に従わない場合の公表等)

第15条 条例第14条第3項前段の規定による公表は、公告式条例第4条の規定の例により、及び市の広報及びホームページを利用して行うものとする。

2 市長は、条例第14条第3項後段の規定により意見を述べる機会を与えようとするときは、同項後段の勧告又は命令を受けた者又はその代理人に対し、意見書等提出機会付与通知書(様式第7号)により、意見書又は自己に有利な証拠を提出する機会を与える旨を通知するものとする。

- 3 前項の意見書等提出機会付与通知書の送付を受けた者は、その送付を受けた日から3日(諏訪市の休日を定める条例(平成元年諏訪市条例第34号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に、市長に対して、意見書又は自己に有利な証拠の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 4 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があったときは、条例第14条第3項後段の勧告又は命令を受けた者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行うものとする。
- 5 前項の規定による意見の聴取は、諏訪市聴聞規則(平成6年諏訪市規則第27号)の規定の例により行うものとする。

(行為の着手の制限の期間の短縮に係る通知)

第16条 条例第15条の規定による通知は、行為着手制限期間短縮通知書(様式第8号)により行うものとする。

(変更命令等)

第17条 法第17条第1項前段又は第5項の規定による命令は、特定届出対象行為変更命令書(様式第9号)を、特定届出対象行為について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしてしようとする者若しくはした者若しくは同条第1項の処分に違反した者若しくはその者から当該建築物若しくは工作物についての権利を承継した者に送付して行うものとする。

2 法第17条第4項後段の規定による通知は、行為着手制限延長理由通知書(様式第10号)により行うものとする。

(身分証明書)

第18条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、様式第11号によるものとする。

第4章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定の通知等)

第19条 法第21条第1項の規定による通知は、諏訪市景観重要建造物指定通知書(様式第12号)により行うものとする。

2 省令第8条第2項の規定により定める方法は、同条第1項第6号に掲げる事項を示した縮尺2,500分の1以上の図面を送付する方法とする。

(景観重要建造物を表示する標識)

第20条 法第21条第2項に規定する標識は、様式第13号によるものとする。

2 法第21条第2項に規定する標識は、景観重要建造物の存する土地の区域内の公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の指定の公表)

第21条 条例第16条第2項の規定による公表は、指定した景観重要建造物に関し必要な事項を市の広報及びホームページに掲載して行うものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第22条 条例第17条第4号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
- (3) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあつては、条例第22条各号に掲げる基準に準じて管理すること。

(景観重要建造物の指定の解除の公表)

第23条 条例第20条第2項の規定による公表は、指定を解除した景観重要建造物に関し必要な事項を市の広報及びホームページに掲載して行うものとする。

第2節 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定の通知)

第24条 法第30条第1項の規定による通知は、諏訪市景観重要樹木指定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(景観重要樹木を表示する標識)

第25条 法第30条第2項に規定する標識は、様式第15号によるものとする。

2 法第30条第2項に規定する標識は、景観重要樹木の付近の公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の指定の公表)

第26条 条例第21条第2項の規定による公表は、指定した景観重要樹木に関し必要な事項を市の広報及びホームページに掲載して行うものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第27条 条例第22条第3号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定の解除の公表)

第28条 条例第25条第2項の規定による公表は、指定を解除した景観重要樹木に関し必要な事項を市の広報及びホームページに掲載して行うものとする。

第5章 景観づくり住民協定の認定等

(景観づくり住民協定の申請)

第29条 条例第27条第1項の規定により景観づくり住民協定としての認定を受けようとする住民協定の締結者の代表者は、諏訪市景観づくり住民協定認定申請書(様式第16号)に、次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民協定に係る協定書の写し
- (2) 住民協定の区域を示す図面

(景観づくり住民協定の認定等)

第30条 条例第27条第1項の規則で定める協定の内容は、次の各号のいずれにも該当する協定の内容とする。

- (1) その協定の内容が景観計画区域内の一団の土地で、次のアからウまでに掲げるいずれかの土地を対象としていること。
 - ア 0.1ヘクタール以上の土地
 - イ 30棟以上の建物をその範囲に含む土地
 - ウ 沿道等おおむね100メートル以上にわたる土地
- (2) その協定の内容に建築物及び工作物の位置、形態、色彩、意匠、材料若しくは敷地の緑化又はまち並みの美化等良好な景観づくりに関する事項が定められていること。
- (3) その協定の有効期間が原則として5年以上であること。
- (4) その協定が協定の対象となる区域内の住民等(当該区域内の土地の所有者並びに建物の所有者及び借地権者をいう。)のおおむね3分の2以上の者の合意によるものであること。

2 市長は、条例第27条第1項の規定により景観づくり住民協定としての認定をしたときは、当該認定をした景観づくり住民協定の締結者の代表者に対し、諏訪市景観づくり住民協定認定通知書(様式第17号)により通知するものとする。

3 条例第27条第2項の規定による公表は、認定した景観づくり住民協定に関し必要な事項を市の広報及びホームページに掲載して行うものとする。

(景観づくり住民協定の変更及び廃止の届出等)

第31条 条例第27条第1項の規定により認定を受けた景観づくり住民協定について、前条第1項第1号から第3号までに掲げる内容に変更が生じたとき又は景観づくり住民協定が廃止されたときは、当該景観づくり住民協定の締結者の代表者は、諏訪市景観づくり住民協定変更等届出書(様式第18号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により届け出られた内容を市の広報及びホームページに掲載して公表するものとする。

第6章 景観づくり団体の認定等

(景観づくり団体の認定等)

第32条 条例第28条第1項の規定により景観づくり団体としての認定を受けようとする団体の代表者は、諏訪市景観づくり団体認定申請書(様式第19号)に、当該団体の活動の概要を示す書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、条例第28条第1項の規定により景観づくり団体としての認定をしたときは、当該認定をした団体の代表者に対し、諏訪市景観づくり団体認定通知書(様式第20号)により通知するものとする。

3 条例第28条第2項の規定による公表は、公告式条例第4条の規定の例により、及び認定した景観づくり団体に関し必要な事項を市の広報及びホームページに掲載して行うものとする。

(景観づくり団体の変更及び解散の届出等)

第33条 条例第28条第3項及び第4項の規定による届出は、諏訪市景観づくり団体変更等届出書(様式第21号)により行うものとする。

2 条例第28条第6項の規定による通知は、諏訪市景観づくり団体認定取消通知書(様式第22号)により行うものとする。

3 市長は、条例第28条第3項若しくは第4項の規定による届出があったとき又は同条第5項の規定により景観づくり団体の認定を取り消したときは、その内容を市の広報及びホームページに掲載して公表するものとする。

第7章 補則

(補則)

第34条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、法第9条第6項の規定による景観計画を定めた旨の告示の日から施行する。ただし、第1条から第4条までの規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月3日規則第2号)
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

諏訪市景観計画区域内における行為の(変更)届出(通知)書

年 月 日

(あて先)
諏訪市長

住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

電話番号

氏名 印

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

景観法第16条第1項(第2項、第5項)の規定により、下記のとおり 届け出ます。
諏訪市景観条例第10条前段 通知します。

行為の場所	景観重点整備地区内()・その他			
行為の種類	建築物	用途		
		区分	新築・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
		規模	建築面積	m2
			延べ床面積	m2
			高さ	m
			外観変更面積	m2
			屋外広告物の表示等	m2
	工作物	種類・用途		
		区分	新設・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
		規模	築造面積	m2
			高さ	m
			長さ	m
	屋外広告物の表示等		m2	
土地の形質の	種類			

	変更	規模	面積	m2	
			法面又は擁壁の高さ	m	
			法面又は擁壁の長さ	m	
	屋外における 物件の堆積	種類			
			規模	面積	m2
				高さ	m

代理者 (連絡者)	住所			
	氏名		電話番号	
設計者	住所			
	氏名		電話番号	
工事施工 者	住所			
	氏名		電話番号	
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定 日	年 月 日
チェックシート(添付図書等) <input type="checkbox"/> 敷地位置図・周辺状況図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 彩色及びマンセル値のある立面図 <input type="checkbox"/> 計画図・設計図等 <input type="checkbox"/> その他				
設計又は施工方法(変更 にあつては変更概要を 列記)	景観づくりのために特に配慮した事項			
※受付欄		※確認・処理欄		

- (備考) 1 届出書は、必要図書を添付の上、提出してください。
2 ※の欄には記入しないでください。

様式第2号(第12条関係)

諏訪市景観重点整備地区景観説明会開催要請申出書

年 月 日

(あて先)
諏訪市長

区等の所在地
区等の名称
区等の長の住所
印
電話番号

区等の長の氏名

諏訪市景観条例第11条第3項の規定により、下記のとおり申し出ます。

対象土地地番	
説明会開催要請の事由	

様式第3号(第12条関係)

諏訪市景観重点整備地区景観説明会開催要請通知書

第 号
年 月 日

様

諏訪市長 印

諏訪市景観条例第11条第3項の規定により、区等から説明会の開催について要請するよう申出がありましたので、同条第4項の規定により説明会の開催を下記のとおり要請します。

記

説明会の日時	
--------	--

説明会開催場所	
説明者	

様式第4号(第13条関係)

(建築物又は工作物に係る行為の場合)

50センチメートル以上					
諏訪市景観条例第13条第1項の規定による行為の標識					40センチメートル以上
行為を行う土地の区域	番地				
行為の種類	建築物又は工作物	種類・用途			
		区分	新設・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)		
行為の規模	建築(床)面積、築造面積		m ²		
	高さ		m		
	長さ		m		
	屋外広告物類意匠面積		m ²		
行為の間	着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日	
	届出(通知)年月日		年 月 日		

(開発行為の場合)

50センチメートル以上		
諏訪市景観条例第13条第1項の規定による行為の標識		40センチ

	行為を行う 土地の区域	番地				メートル以上
	行為の種類	開 発 行 為 (目 的 :)				
	行為の規模	面積	m2			
		法面又は擁壁の高さ及び長さ	高 m 長 m	さ さ		
	行為の期間	着手予定年 月日	年 月 日	完了予定年 月日	年 月 日	
	届出(通知)年月日		年 月 日			

(土地の形質の変更の場合)

50センチメートル以上						40センチメートル以上
諏訪市景観条例第13条第1項の規定による行為の標識						
行為を行う 土地の区域	番地					
	行為の種類	土 地 の 形 質 の 変 更 (目 的 :)				
行為の規模	面積	m2				
	法面又の高さ及び長さ	高 m 長 m	さ さ			
行為の期間	着手予定年 月日	年 月 日	完了予定年 月日	年 月 日		
届出(通知)年月日		年 月 日				

(屋外における物件の堆積の場合)

50センチメートル以上						
諏訪市景観条例第13条第1項の規定による行為の標識					40センチ メートル以 上	
	行為を行う 土地の区域	番地				
	行為の種類	屋外における物件の堆積 (種類:)				
	行為の規模	面積	m ²			
		高さ	m			
	行為の期間	着手予定年 月日	年 月 日	完了予定年 月日		年 月 日
	届出(通知)年月日		年 月 日			

様式第5号(第14条関係)

第 号
年 月 日

指導書

様

諏訪市長

印

諏訪市景観条例第14条第1項の規定により下記のとおり指導します。

行為者	住所	
	氏名	
行為の場所		
行為の種類		

行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
指導事項				
この指導の内容に関する照会先				

様式第6号(第14条関係)

第 号
年 月 日

勧告書

様

諏訪市長

印

景観法第16条第3項の規定により下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に従わない場合は、諏訪市景観条例第14条第3項前段の規定により、勧告に従わなかった旨を公表することがあります。

行為者	住所			
	氏名			
行為の場所				
行為の種類				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
勧告事項				
この勧告の内容に関する照会先				

様式第7号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

諏訪市長

印

意見書等提出機会付与通知書

あなたは、景観法第16条第3項の規定による勧告を受けましたが、その勧告に従わなかったため、諏訪市景観条例第14条第3項前段の規定により、当該勧告に従わなかった旨を公表します。ただし、事前に同項後段及び諏訪市景観条例施行規則第15条第2項の規定により意見書又は自己に有利な証拠を提出する機会を与えますので通知します。なお、同条第3項の規定により当該通知の送付を受けた日から3日(休日を除く。)以内に、市長に対して、意見書又は自己に有利な証拠の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

この場合において、勧告に従わなかった理由が相当であると認めるときは、勧告に従わなかった旨の公表を中止します。

様式第8号(第16条関係)

第 号
年 月 日

行為着手制限期間短縮通知書

様

諏訪市長

印

下記の行為について、良好な景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと認められますので、景観法第18条第2項の規定により行為の着手の制限の期間を短縮し、及び諏訪市景観条例第15条の規定により通知します。

なお、同法第18条第1項本文の規定にかかわらず、この通知を受け取った日以後、当該行為に着手することができます。

行為者	住所	
	氏名	
行為の場所		

行為の種類				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
この通知の内容に関する照会先				

様式第9号(第17条関係)

第 号
年 月 日

特定届出対象行為変更命令書

様

諏訪市長

印

景観法第17条第1項(第5項)の規定により下記のとおり命じます。

行為者	住所			
	氏名			
行為の場所				
行為の種類				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
命令の内容、条件及び理由				
この処分に関する照会先				

様式第10号(第17条関係)

第 号
年 月 日

行為着手制限延長理由通知書

様

諏訪市長

印

景観法第17条第4項前段の規定により行為の着手の制限の期間を延長したので、同項後段の規定により下記のとおり通知します。

行為者	住所							
	氏名							
行為の場所								
行為の種類								
行為の期間	着手予定日	年	月	日	完了予定日	年	月	日
延長する期間	日間(年 月 日まで)							
延長する理由								
この通知の内容に関する照会先								

様式第11号(第18条関係)

第 号
身分証明書
所属 職氏名
上記の者は、景観法第17条第6項の規定により原状回復等を行い、同条第7項の規定により立入検査又は立入調査することができる者であることを証明する。
年 月 日 交付

有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

諏訪市長

印

様式第12号(第19条関係)

諏訪市景観重要建造物指定通知書

第 号
年 月 日

様

諏訪市長

印

景観法第19条第1項の規定により下記の建造物を景観重要建造物に指定したので、同法第21条第1項の規定により通知します。

指定番号及び指定の年月日	第 号 年 月 日
景観重要建造物の名称	
景観重要建造物の所在地	
景観重要建造物の所有者の氏名及び住所	住所 氏名
指定の理由となった外観の特徴	
景観法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	(別添範囲図)

様式第13号(第20条関係)

諏訪市景観重要建造物第 号

名称

指定年月日

諏訪市

様式第14号(第24条関係)

諏訪市景観重要樹木指定通知書

第 号
年 月 日

様

諏訪市長 印

景観法第28条第1項の規定により下記の樹木を景観重要樹木に指定したので、同法第30条第1項の規定により通知します。

指定番号及び指定の年月日	第 号	
	年	月 日
景観重要樹木の名称及び樹種	名称	
	樹種	
景観重要樹木の所在地		
景観重要樹木の所有者の氏名及び住所	住所	
	氏名	
指定の理由となった樹容の特徴		

様式第15号(第25条関係)

諏訪市景観重要樹木第 号	
名称	
樹種	
指定年月日	
諏訪市	

様式第16号(第29条関係)

諏訪市景観づくり住民協定認定申請書

年 月 日

(あて先)
諏訪市長

団体の所在地
団体の名称
代表者の住所
印
電話番号

代表者氏名

下記の協定について、諏訪市景観条例第27条第1項の規定により景観づくり住民協定として認定を受けたいので、諏訪市景観条例施行規則第29条の規定により申請します。

記

協定の名称			
協定に係る区域 (地名)			
協定者数		上記区域内の住民等の数	

(添付書類)

- 1 協定書の写し
- 2 住民協定に係る区域を示す図面

様式第17号(第30条関係)

年 月 日

様

諏訪市長

印

諏訪市景観づくり住民協定認定通知書

諏訪市景観条例第27条第1項の規定により、下記の協定を景観づくり住民協定として認定したので諏訪市景観条例施行規則第30条第2項の規定により通知します。

協定の名称	
協定に係る区域 (地名)	
認定年月日	
認定番号	

様式第18号(第31条関係)

諏訪市景観づくり住民協定変更等届出書

年 月 日

(あて先)
諏訪市長

団体の所在地
団体の名称
代表者の住所
代表者氏名
印
電話番号

諏訪市景観条例施行規則第31条第1項の規定により景観づくり住民協定に関して、

内容等に変更が生じた	ので、下記のとおり届け出ます。
------------	-----------------

廃止した	
------	--

1 内容等に変更が生じた場合

変更が生じた期日	年 月 日	
変更があった事項		
変更の内容	変更前	変更後

2 廃止した場合

- (1) 廃止年月日 年 月 日
(2) 廃止した理由

様式第19号(第32条関係)

諏訪市景観づくり団体認定申請書

年 月 日

(あて先)
諏訪市長

団体の所在地
団体の名称
代表者の住所
代表者氏名 印
電話番号

諏訪市景観条例第28条第1項の規定により景観づくり団体としての認定を受けたいので、
諏訪市景観条例施行規則第32条第1項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請し
ます。

団体の名称	
団体の主たる事務所の所在地	
団体員の人数	

主たる活動内容	
---------	--

(添付書類)

活動の概要を示す書類

様式第20号(第32条関係)

諏訪市景観づくり団体認定通知書

第 号
年 月 日

様

諏訪市長 印

貴団体を諏訪市景観条例第28条第1項の規定により、景観づくり団体として認定したので、諏訪市景観条例施行規則第32条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

	団体の名称		
	団体の主たる事務所の所在地		
	認定年月日		

様式第21号(第33条関係)

諏訪市景観づくり団体変更等届出書

年 月 日

(あて先)

諏訪市長

団体の所在地

団体の名称

代表者の住所

代表者氏名

印

電話番号

諏訪市景観条例第28条第3項(第4項)の規定により景観づくり団体の活動等に関して、
内容等に変更が生じた
解散した
ので下記のとおり届け出ます。

1 内容等に変更が生じた場合

変更が生じた期日	年 月 日	
変更があった事項		
変更の内容	変更前	変更後

2 解散した場合

(1) 解散年月日 年 月 日

(2) 解散した理由

様式第22号(第33条関係)

諏訪市景観づくり団体認定取消通知書

年 月 日

様

諏訪市長

印

諏訪市景観条例第28条第5項の規定により、下記の団体について、景観づくり団体としての認定を取り消したので、同条第6項の規定により通知します。

景観づくり団体の名称	
認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
認定を取り消した理由	